

呉市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 呉市におけるまちづくり活動の実績を示す書面
 - (8) 推進法人として活動を予定する地域を示す地図
 - (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
 - (10) 暴力団でないこと及び暴力団員等が所属していないことを誓約する書面（様式第2号）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類
- (指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織が呉市内に事務所を有し、市内におけるまちづくり活動の実績があること。
- (3) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (4) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができることと認められること。

(6) 呉市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 13 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び同条第 3 号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するとともに、法第 118 条第 2 項の規定により公示するものとする。

3 市長は、申請者を推進法人として指定しない場合は、都市再生推進法人不指定書（様式第 4 号）によりその旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第 4 条 法第 118 条第 3 項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 118 条第 4 項の規定により、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第 5 条 推進法人は、事業年度開始後、30 日以内にその事業年度の事業計画等報告書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。また、事業計画等報告書の内容に変更が生じた場合、直ちに変更事業計画等報告書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、30 日以内にその事業年度の事業実績等報告書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

（指定の取消し）

第 6 条 市長は、法第 121 条第 3 項の規定による指定の取消しを行った場合は、都市再生推進法人指定取消通知書（様式第 10 号）により当該法人に通知するものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。